# DISCLOSURE 2007

平成１９年３月期　開示資料

岡藤商事株式会社

【はじめに】

本書は、平成19年３月期（平成18年４月１日～平成19年３月31日）における当社の会社概要、営業の状況および経理の状況について記載したものです。

【主な記載項目について】

１．会社の概況

「会社の沿革」　当社の設立から現在までの沿革を記載しております。

「会社の目的」　定款に記載された当社の目的を記載しております。

「事業の内容」　当社の経営組織、事業の内容について記載しております。

「財務の概要」　平成19年３月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しております。

「主要株主等」　株主の氏名、所有株式数等を記載しております。

「役員の状況」　当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しております。

「従業員の状況」　当社の社員数、登録外務員数等を記載しております。

２．営業の状況

「営業方針」　当社の営業方針、企業の特色等について記載しております。

「当社および当業界を取巻く環境」　内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しております。

「営業も経過および成果」　当社の平成18年度における業績について記載しております。

「対処すべき課題」　当社が対応すべき今後の課題等について記載しております。

「受託業務管理規則」　当社が受託業務の適切な遂行のために定められている社内管理規則を記載しております。

３．経理の状況

「財務比率」

（a）純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額（＊）}}{\text{リスク額（＊）}} \times 100$$

（＊「純資産額」とは、商品取引所法第211条第４項において準用する同法第99条第７項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第38条の規定により算出したものであります。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済の決了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という。）とがあり、同法第211条第１項に基づく施行規則第99条の規定により算出したものであります。）

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があるといえます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額（＊）}}{\text{資 本 金 額}} \times 100$$

（＊「純資産額」とは、商品取引所法第211条第４項以外において準用する同法第99条第７項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記（a）の純資産額とは計算が異なります。）

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定しているといえます。

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自 己 資 本}}{\text{資 本 金 額}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合を見るもので、比率が高いほど経営が安定しているといえます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自 己 資 本}}{\text{総 資 産 額}} \times 100$$

総資産に占める自己資本の割合を見るもので、比率が高いほど経営が安定しているといえます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自 己 資 本}}{\text{総資産額（＊）}} \times 100$$

（＊「総資産額」とは、委託者に係る㈱日本商品清算機構または商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額および委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものであります。）

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合を見たものであります。

（f）負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額（＊）}} \times 100$$

（＊「純資産額」とは、商品取引所法第211条第４項以外において準用する同法第99条第７項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記（a）の純資産額とは計算が異なります。）

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いといえます。

（g）流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いといえます。

## １．会社の概況

### ① 会社名等

| | |
|---|---|
| 商品取引員名 | 岡藤商事株式会社 |
| 代表者名 | 代表取締役社長　馬場 重久 |
| 所在地 | 大阪市中央区本町三丁目２番11号 |
| 電話番号 | ０６－６２６１－７６７１（代表） |

### ② 会社の沿革

| 年　月 | 概　　要 |
|---|---|
| 昭和26年８月 | 大阪市東区北浜に岡藤商事株式会社を設立し、商品仲買人（現・商品取引員）として登録、事業を開始 |
| 昭和29年10月 | 本店を大阪市東区今橋に移転 |
| 昭和31年４月 | 東京店（東京都中央区）、名古屋店（愛知県名古屋市中区）を設置 |
| 昭和36年３月 | 本店を大阪市東区本町（現・大阪市中央区本町）に移転 |
| ６月 | 商品仲買人である三愛商事株式会社（東京都中央区）を吸収合併 |
| ７月 | 福岡店（現・福岡市中央区）を設置 |
| 昭和46年１月 | 昭和42年の法改正による登録制から許可制への移行に伴い、農林大臣（現・農林水産大臣）および通商産業大臣（現・経済産業大臣）から商品取引員の許可を取得 |
| 12月 | 雑貨等の輸出入業務（物品卸売事業）を開始 |
| 昭和48年６月 | 実質的な本店機能を東京店に移管 |
| 昭和54年８月 | 昭和50年の法改正により商品取引員の許可の更新制度が導入され、商品取引員の許可を更新 |
| 昭和61年10月 | 全店オンラインシステムの稼動 |
| 昭和63年11月 | 電算センターを開設 |
| 平成２年４月 | 100%子会社オカトーショウジ シンガポール プライベート リミテッド（現・関係会社）をシンガポールに設立し、シンガポール・ゴム協会からギャランティー・ブローカーの資格を取得（現・シンガポール商品取引所のマーケットメーカー） |
| ６月 | 高速デジタル・ネットワークによるオンラインシステムの稼動 |
| 10月 | 金地金の定額購入商品を開発、販売を開始 |
| 平成３年２月 | 商品ファンドを設定、国内での販売を開始 |
| ３月 | 100%子会社オカトーインベストメントマネジメント株式会社（現・関係会社）を商品投資顧問業を目的として東京都中央区に設立 |
| ４月 | ニューヨーク駐在員事務所を開設 |
| ８月 | 平成２年の法改正により第一種・第二種の区分許可制が導入され、第一種商品取引受託業の許可を更新 |
| 平成４年10月 | 「商品投資に係る事業の規制に関する法律」に基づき、商品投資販売業者の許可を取得 |
| 平成５年３月 | 100%子会社オカトー インターナショナル（米国）インコーポレイテッド（現・関係会社）を米国の商品取引員に対する顧客紹介業務を目的として米国ニューヨークに設立 |
| 10月 | 白金地金の積立商品を開発、販売を開始 |
| 平成７年６月 | 物品卸売事業から撤退 |
| 10月 | 日本証券業協会に株式を店頭登録 |
| 平成８年９月 | 100%子会社岡藤情報サービス株式会社（現・関係会社）を情報システムの企画、設計および管理を主な目的として東京都江東区に設立 |

| 年　月 | 概　　要 |
|---|---|
| 10月 | リスク軽減型通信取引を開発、販売を開始 |
| 平成９年３月 | 経営効率の向上とグループ総合力の強化を目的として株式会社鈴川商店（現・サン・キャピタル・マネジメント株式会社、関係会社）の株式を譲受けにより取得して100%子会社とする |
| ５月 | 100%子会社オカトー インターナショナル（ケイマン）インコーポレイテッド（平成17年２月清算）を商品ファンドの設定および管理を目的としてケイマンに設立 |
| 11月 | 東京都中央区に東京店ビル（自社ビル）を建設・業務開始 |
| 平成11年３月 | 特定電子取引を開発、販売を開始 |
| 平成14年５月 | 外国為替証拠金取引の取扱いを開始 |
| 平成15年９月 | 100%子会社金億（香港）有限公司（現・関係会社）を海外の商品取引員に対する顧客紹介業務を目的として香港に設立 |
| 平成15年10月 | 国内外の機関投資家向けに専用ネットワークを利用した電子取引サービスを開始 |
| 平成16年12月 | 岡三証券株式会社を所属証券会社とする証券仲介業の登録を完了 |
| 12月 | 日本証券業協会への店頭登録を取消し、株式会社ジャスダック証券取引所に株式を上場 |
| 平成17年２月 | 100%子会社岡藤商事分割準備株式会社（現・株式会社オクトキュービック・関係会社）をインターネットトレードの専門会社設立のための準備会社として東京都中央区に設立 |
| ３月 | 株式会社ジャスダック証券取引所への株式上場を廃止 |
| 平成17年４月 | 株式移転の方法により、当社の完全親会社として岡藤ホールディングス株式会社を大阪市中央区に設立 |
| | 新設分割の方法により、グループのバックオフィス業務を行わせるため岡藤ビジネスサービス株式会社（現・関係会社）を大阪市中央区に設立 |
| ６月 | 会社分割を実施し、当社の通信取引部門を株式会社オクトキュービックに承継 |
| 平成19年２月 | 中国の金瑞期貨経紀有限公司との間で、商品先物事業や商品ファンド事業等について業務提携をする方向で協議することに合意 |

③ 会社の目的

1．商品取引所法に基づく商品取引所に上場されている各商品の先物取引、現金決済取引、指数先物取引、オプション取引（以下「上場商品の売買等」という）を行う業務

2．上場商品の売買等の受託を行う業務

3．次の商品に関する売買、輸出入、問屋、代理及び仲立の業務

イ　大豆、小豆、とうもろこし、粗糖、精糖等の農産物及びその加工品

ロ　天然ゴム及びその加工品

ハ　綿糸、乾繭、生糸、毛糸、ステープルファイバー糸等の繊維原料及びその加工品

ニ　金、銀、白金、パラジウム等の貴金属の地金及びその加工品

ホ　鉄並びに銅、錫、亜鉛、アルミニウム等の非鉄金属及びその加工品

ヘ　石油、天然ガスその他鉱物資源及びその精製品並びにその加工品

ト　美術工芸品、宝石、食品、酒類、紙製品、家具及び日用品雑貨、皮革製品、衣料用繊維製品、金属加工機械、プラスチック加工機械、印刷機械、塗装機械、輸送機械、油圧機械、縫製機械、工業炉、金型、車両並びにこれらの部品、セメント、ガラス、セラミックス等の窯業製品、石材

4．木材その他前号の商品に関する海外事業及び海外投資

5．商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく商品投資販売業

6．海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律の適用を受ける海外商品市場の先物取引並びにその委託又は委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受ける業務

7．有価証券の売買

8．不動産の取得、処分及び賃貸借その他の利用

9．通貨の売買取引、交換取引

10．金融先物取引法に定める通貨等および金融指標に係る先物、オプション取引等金融先物取引所に上場されている金融先物取引等の売買並びに委託又は委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受ける業務

11．損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業

12．証券取引法に定める証券仲介業務

13．前各号に付帯又は関連する一切の事業

（注）上記のうち＿＿線部分の事業は、現在行っておりません。

④ 事業の内容

(1) 経営組織

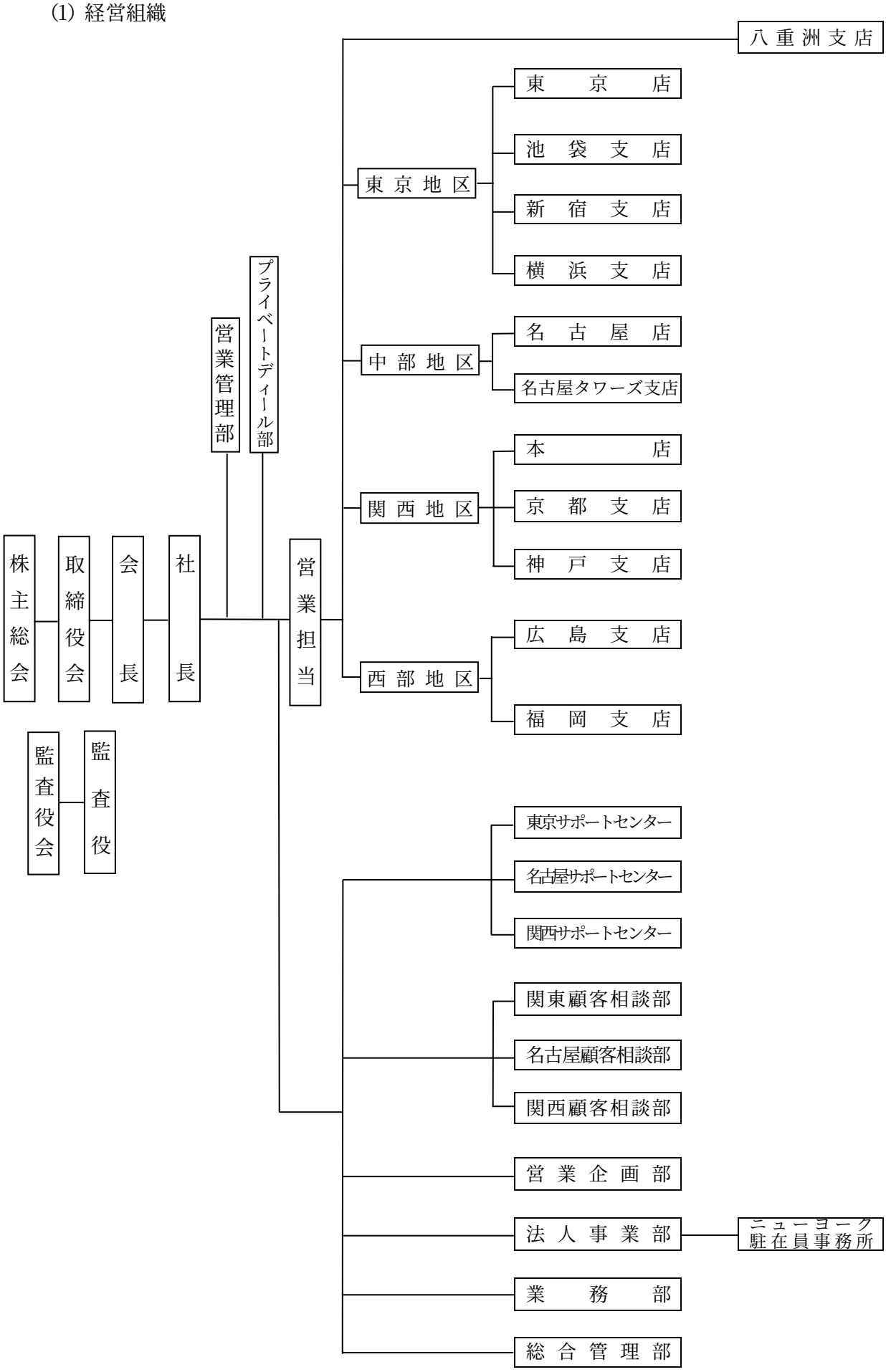

(2) 業務の内容

(a) 主たる業務

イ．商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第190条第１項に基づき、農林水産大臣および経済産業大臣から商品取引受託業の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場の受託会員として、当該商品市場における取引の受託業務を行っております。

許可番号：「農林水産省指令１６総合第１８７０号」

「平成１７・０３・１６商第１号」

| 取引所名 | 市場名 | 上場品目名 |
|---|---|---|
| 東京穀物商品取引所 | 農産物 | 小豆、一般大豆、Non-GMO大豆、とうもろこし、アラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆、大豆ミール、生糸、野菜、大豆オプション、とうもろこしオプション |
| | 砂糖 | 粗糖、精糖、粗糖オプション |
| 東京工業品取引所 | 貴金属 | 金、銀、白金、パラジウム、金オプション |
| | アルミニウム | アルミニウム |
| | ゴム | ＲＳＳ３号 |
| | 石油 | ガソリン、灯油、原油、軽油 |
| 中部大阪商品取引所 | 石油 | ガソリン、灯油、軽油 |
| | 鉄スクラップ | 鉄スクラップ |
| | アルミニウム | アルミニウム |
| | ニッケル | ニッケル |
| | ゴム | ＲＳＳ３号、ＴＳＲ20 |
| | 天然ゴム指数 | 天然ゴム指数 |
| 関西商品取引所 | 農産物 | 小豆、Non-GMO大豆、米国産大豆、とうもろこし、大豆ミール、ブロイラー |
| | 砂糖 | 粗糖、精糖、粗糖オプション |
| | 繭糸 | 生糸 |
| | 水産物 | 冷凍えび |
| | 農産物・飼料指数 | 国際穀物等指数、コーヒー指数 |

ロ．商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに掲げた商品市場において行っております。

ハ．商品投資販売業務

商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づき､商品ファンドの組成および販売業務を行っております。

(b) 従たる業務

該当事項はありません。

⑤ 営業所の状況

（平成19年８月１日現在）

| 店舗の名称 | 所　　在　　地 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 本　　店 | 大阪市中央区本町三丁目２番11号 | 06-6261-7671 |
| 東　京　店 | 東京都中央区新川二丁目12番16号 | 03-3553-0711 |
| 名古屋店 | 名古屋市中区栄二丁目３番１号 | 052-202-7311 |
| 新宿支店 | 東京都新宿区西新宿二丁目３番１号 | 03-3345-7020 |
| 八重洲支店 | 東京都中央区京橋二丁目７番14号 | 03-3538-0431 |
| 池袋支店 | 東京都豊島区池袋二丁目14番２号 | 03-3985-1431 |
| 名古屋タワーズ支店 | 名古屋市中村区名駅一丁目１番４号 | 052-569-6320 |
| 神戸支店 | 神戸市中央区明石町32番地 | 078-391-1130 |
| 広島支店 | 広島市中区紙屋町二丁目１番22号 | 082-244-5131 |
| 福岡支店 | 福岡市中央区天神一丁目９番17号 | 092-761-2135 |

（注）平成19年７月20日付で京都支店、同年７月31日付で横浜支店を廃止しております。

⑥ 財務の概要

決算年月：平成19年３月期

| | |
|---|---|
| (a) 資本金 | 3,084,864千円 |
| (b) 純資産額　＊１ | 11,148,503千円 |
| (c) 総資産額 | 45,808,193千円 |
| (d) 営業収益 | 6,874,459千円 |
| （うち、受取委託手数料） | (6,419,274千円) |
| (e) 経常利益 | △265,600千円 |
| (f) 当期純利益 | △945,195千円 |

＊１　純資産額は、商品取引所法第211条第４項以外において準用する同法第99条第７項に基づく施行規則第38条の規定により算出しております。

⑦ 発行済株式総数

発行済株式の総数　　9,965,047株（平成19年３月31日現在）

（注）当社の株式は非上場であります。

⑧ 主要株主名

（平成19年３月31日現在）

| 氏名または名称 | 所有株式数 | 発行済株式総数に対する所有権割合 |
|---|---|---|
| | 千株 | % |
| 岡藤ホールディングス株式会社 | 9,965 | 100.0 |

⑨ 役員の状況

（平成19年３月31日現在）

| 役名および職名 | 氏名<br>生年月日 | 所有株式数（千株） |
|---|---|---|
| 代表取締役<br>会長 | 加藤　雅一<br>昭和35年１月18日 | － |
| 代表取締役<br>社長 | 馬場　重久<br>昭和19年10月23日 | － |
| 専務取締役 | 鈴木　均<br>昭和31年９月21日 | － |
| 常務取締役 | 新越　雄作<br>昭和22年11月21日 | － |
| 常務取締役 | 林田　清<br>昭和25年２月25日 | － |

| 役名および職名 | 氏名<br>生年月日 | 所有株式数（千株） |
|---|---|---|
| 常務取締役 | 松井　政彦<br>昭和29年４月18日 | － |
| 取締役 | 諸石　保彦<br>昭和28年２月12日 | － |
| 取締役 | 立川　真司<br>昭和43年７月３日 | － |
| 取締役 | 塩塚　治久<br>昭和36年12月24日 | － |
| 取締役 | 川口　惠雄<br>昭和23年４月22日 | － |
| 常勤監査役 | 山口　晃志郎<br>昭和11年５月30日 | － |

| 役名および職名 | 氏名<br>生年月日 | 所有株式数（千株） |
|---|---|---|
| 常勤監査役 | 中村　紀夫<br>昭和19年８月２日 | － |
| 非常勤監査役 | 近藤　史朗<br>昭和11年７月30日 | － |
| 計 | １３名 | － |

（注）監査役山口晃志郎および近藤史朗は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

⑩ 従業員の状況

| | 総計 | 男女別 | | 営業・非営業 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 男 | 女 | 営業 | 非営業 |
| 従業員数 | ３５３名 | ２３６名 | １１７名 | ２２９名 | １２４名 |
| 平均年齢 | ３４．７歳 | ３８．８歳 | ２６．８歳 | ３３．０歳 | ３７．２歳 |
| 平均勤続年数 | １１．３年 | １４．７年 | ４．２年 | ９．７年 | １３．７年 |
| 外務員数 | ２８８名 | ２１６名 | ７２名 | | |

## ２．営業の状況

### ① 営業方針

当社は、コモディティビジネスを主軸として、顧客から信頼いただける企業として、コンプライアンスを徹底し、顧客本位の営業を実践していきます。

また、投資家の皆様の複合的なニーズに応えていくために「変化」と「弾力性」を持ち、総合金融サービスを提供できる企業へと進化していきます。

### ② 当社および当業界を取巻く環境

当期の米国経済は、企業収益の拡大を背景に雇用環境は引き続き安定した雇用者数の伸びを示すなど、安定した拡大局面が続きました。ただ、不動産市場では住宅価格の伸びの鈍化等から一部低所得者向け融資に問題が発生するなど、先行きには不透明感も残しました。

ユーロ圏経済は、輸出拡大を受けて景況感の改善が続き、ドイツを中心に内需が底堅く推移するなど、安定成長を持続しました。

アジア経済は、中国では投資抑制策が取られる一方で内需拡大を軸とした安定成長を指向、全般的には堅調な輸出を背景に高成長が続きました。

わが国経済は、金融政策は６年ぶりにゼロ金利政策が解除されたものの、欧米とアジア経済の安定成長を受けて輸出が拡大、企業の生産活動が活発化する一方で雇用環境も改善が続くなど、持続的な回復基調をたどりました。

当期の商品先物取引業界は、東京市場への取引集中化が強まった結果、取引所の統合・再編が進展し、４月の東京穀物商品取引所と横浜商品取引所に続き、12月には関西商品取引所と福岡商品取引所、１月には中部商品取引所と大阪商品取引所が合併しました。

なお、新規上場関連では、商品指数上場に向け東京工業品取引所が商品指数値「TOCOM Index」の公表を開始するなど、新たな取組みを開始しました。

また、法制度面では、６月に金融商品取引法が成立し、一層コンプライアンス体制の強化が求められることとなりました。

商品市況は、中国の需要増加を背景にエネルギーや貴金属・非鉄価格が高止まりしたほか、バイオ燃料向け需要拡大を背景に農産物の価格上昇が目立ちました。国内市場は貴金属市場やゴム市場（東京工業品取引所）が活況となりましたが、石油市場の出来高が伸び悩み、全国市場売買高は170,201千枚（前年同期比78.9%）へと減少しました。

③ 営業の経過および成果

（1）受取手数料部門

当期の損益につきましては、営業損益では、当社の主力商品である貴金属市場での売買高が増加したことにより受取手数料は、6,419,274千円（前年同期比108.0%）となりました。

（2）売買損益部門

相場変動に即した堅実なディーリングをおこなった結果、322,949千円（前年同期比83.9%）となりました。

以上の結果、営業収益は 6,874,459 千円（前年同期比 102.8%）となり、営業費用が 7,257,858 千円（同 106.0%）となったため、営業損失 383,398 千円（前期は 1,009,057 千円の営業損失）、経常損失 265,600 千円（前期は 751,503 千円の経常利益）となりました。また、特別損失として、貸倒懸念債権である委託者未収金の見合担保評価を厳格に評価したことにより、貸倒引当金繰入額として 567,600 千円計上したことや、当期より「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第 42 号）を早期適用し、役員退職慰労引当金の過年度発生額 368,199 千円を計上したこと等により、当期純損失 945,195 千円（前期は 389,797 千円の当期純利益）となりました。

事業年度における受取手数料および売買損益は次のとおりであります。

（a）受取手数料

（単位：千円）

| 期別<br>商品市場名 | 第56期<br>（自　平成18年４月１日）<br>（至　平成19年３月31日） |
|---|---|
| 商品先物取引 | |
| 現物先物取引 | |
| 農産物市場 | 1,707,665 |
| 砂糖市場 | 114,775 |
| 水産物市場 | 24 |
| 貴金属市場 | 3,821,089 |
| アルミニウム市場 | 1,145 |
| ニッケル市場 | 34 |
| ゴム市場 | 197,175 |
| 石油市場 | 378,677 |
| 鉄スクラップ市場 | 76 |
| 小計 | 6,220,664 |
| 現金決済取引 | |
| 石油市場 | 65,449 |
| 農産物市場 | - |
| 小計 | 65,449 |
| 指数先物取引 | |
| 天然ゴム指数市場 | 7,873 |
| 農産物・飼料指数市場 | 75 |
| 小計 | 7,948 |
| オプション取引 | |
| 農産物市場 | 9,521 |
| 貴金属市場 | 3,557 |
| 小計 | 13,079 |
| 海外市場計 | 4,781 |
| 商品ファンド | 107,351 |
| 合計 | 6,419,274 |

（注）　１．消費税は含まれておりません。
　　２．千円未満は切り捨てて表示しております。

（ｂ）売買損益

（単位：千円）

| 期別<br>商品市場名 | 第56期<br>（自　平成18年４月１日）<br>（至　平成19年３月31日） |
|---|---|
| 商品先物取引 | |
| 現物先物取引 | |
| 農産物市場 | 289,107 |
| 砂糖市場 | △8,799 |
| 水産物市場 | - |
| 貴金属市場 | 313,690 |
| アルミニウム市場 | △308 |
| ニッケル市場 | - |
| ゴム市場 | 19,966 |
| 石油市場 | 4,456 |
| 鉄スクラップ市場 | - |
| 小計 | 618,113 |
| 現金決済取引 | |
| 石油市場 | △17,752 |
| 農産物市場 | - |
| 小計 | △17,752 |
| 指数先物取引 | |
| 天然ゴム指数市場 | △1,554 |
| 農産物・飼料指数市場 | △7 |
| 小計 | △1,561 |
| オプション取引 | |
| 農産物市場 | △140,716 |
| 貴金属市場 | 19,822 |
| 小計 | △120,894 |
| 海外市場計 | △208,255 |
| 商品売買損益 | 53,299 |
| 合計 | 322,949 |

（注）　１．消費税は含まれておりません。
　　２．千円未満は切り捨てて表示しております。

（ｃ）売買高

（単位：枚）

| 期別内訳<br>商品市場名 | 第56期<br>（自　平成18年４月１日）<br>（至　平成19年３月31日） | | |
|---|---|---|---|
| | 委託 | 自己 | 合計 |
| 現物先物取引 | | | |
| 農産物市場 | 1,261,772 | 374,593 | 1,636,365 |
| 砂糖市場 | 67,952 | 11,566 | 79,518 |
| 水産物市場 | 242 | ― | 242 |
| 貴金属市場 | 1,749,890 | 651,604 | 2,401,494 |
| アルミニウム市場 | 3,249 | 92 | 3,341 |
| ニッケル市場 | 65 | ― | 65 |
| ゴム市場 | 670,289 | 105,020 | 775,309 |
| 石油市場 | 1,198,714 | 185,060 | 1,383,774 |
| 鉄スクラップ市場 | 103 | ― | 103 |
| 小計 | 4,952,276 | 1,327,935 | 6,280,211 |
| 現金決済取引 | | | |
| 石油市場 | 185,954 | 18,366 | 204,320 |
| 農産物市場 | ― | ― | ― |
| 小計 | 185,954 | 18,366 | 204,320 |
| 指数先物取引 | | | |
| 天然ゴム指数市場 | 24,592 | 262 | 24,854 |
| 農産物・飼料指数市場 | 940 | 14 | 954 |
| 小計 | 25,532 | 276 | 25,808 |
| オプション取引 | | | |
| 農産物市場 | 5,219 | 8,329 | 13,548 |
| 砂糖市場 | ― | 624 | 624 |
| 貴金属市場 | 1,744 | 18,218 | 19,962 |
| 小計 | 6,963 | 27,171 | 34,134 |
| 合計 | 5,170,725 | 1,373,748 | 6,544,473 |

④ 対処すべき課題

当期のわが国経済は、おおむね好調な企業業績を背景に回復基調をたどってきました。先行きについては、企業部門の好調さが維持し、これが家計部門へ波及し国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれます。

商品先物取引業界においては、取引の東京市場への一極集中が強まった結果、取引所の統合・再編が行われ、平成 18 年４月に東京穀物商品取引所と横浜商品取引所、同年 12 月には関西商品取引所と福岡商品取引所、翌年１月には中部商品取引所と大阪商品取引所がそれぞれ合併いたしました。また、法制度においては平成 18 年 6 月に幅広い金融商品を横断的に規制する金融商品取引法が成立、平成 19 年度中にも施行される予定であります。これに併せて商品取引所法も主に販売・勧誘における規定が一部改正されることとなり、より一層のコンプライアンス徹底が求められることとなりました。

このような環境下において当社は、顧客に安心してお取引をいただくために従業員に対して法令遵守の意識を高める研修を継続的に実施し、コンプライアンスの徹底を図ります。また、新商品の開発・既存商品やサービスの継続的な改善に取り組み、既存顧客のみならず潜在顧客の方々へも投資対象の選択肢を豊富に用意して顧客満足度を高めてまいります。さらに、顧客とのリレーションを一段と強固なものとするため、営業と本部が一体となって様々な施策の実施に取組み、信頼性の向上と経営基盤の強化を図ってまいります。

また、中長期的に成長が見込まれる中国市場への足がかりとして、平成 19 年２月に中国の金瑞期貨経紀有限公司と商品先物事業や商品ファンド事業等について業務提携をする方向で協議していくことに合意いたしました。事業案件を具体化させつつ、今後の展開を図ってまいります。

⑤ 受託業務管理規則

第１条（目　　的）

この規則は、商品市場における受託業務の適正な管理を行うために必要な事項を定め、委託者の保護育成を図ることを目的とする。

第２条（受託業務管理組織）

当社は、受託業務の適正な管理を行うために、以下の者および組織を置く。

①受託業務管理担当

（１）管理総括責任者

（２）管理副総括責任者

（３）顧客相談部

②受託業務顧客サービス班

（１）サポートセンター

（２）顧客サービス班

２．管理総括責任者は営業管理部担当取締役をもってこれにあてる。

３．管理副総括責任者は営業管理部長をもってこれにあてる。

４．顧客相談部は関東、関西および名古屋に置き、顧客相談部長を責任者とし部員を置く。

５．サポートセンターは東京、関西および名古屋に置き、サポートセンター課長を責任者とし課員を置く。

６．顧客サービス班については、以下のとおりとする。

（１）本店、東京店および名古屋店にあっては、店長を責任者とし班員を置く。

（２）支店にあっては、支店長を責任者とし、新宿支店・池袋支店・横浜支店・名古屋タワーズ支店・京都支店・神戸支店・広島支店・福岡支店には班員を置く。

（３）法人事業部にあっては、部長を責任者とし班員を置く。

第３条（受託業務管理組織の職務）

管理総括責任者は、受託業務全般にわたる調整および管理を統括する。

２．管理副総括責任者は、管理総括責任者を補佐し、受託業務全般にわたる調整および管理を統括する。

３．顧客相談部の職務は、以下のとおりとする。

（１）「口座開設申込書」および「顧客カード」の精査による顧客の選別ならびに審査

（２）「顧客カード」の整備

（３）顧客の資金力、取引経験等からみて不相応と判断される取引の抑制

（４）「顧客からの受託に係る取扱要領」に基づく管理

（５）登録外務員等の顧客に対する連絡サービス状況の掌握および営業部門に対する指導

（６）取引内容に異常な徴候が認められた場合の迅速適切な措置

（７）外務員に対する関係法令規則等の遵守に係る指導および遵守状況の監視ならびに不適正な事実を発見した場合の迅速適切な措置

（８）顧客からの苦情、紛争に対する適切な対応および営業部門に対する調査

（９）過去に恣意的に紛争を多発させた顧客の参入予防措置

（10）商品先物取引に必要な知識の啓蒙普及ならびに顧客の理解度を向上させるために必要な措置

（11）顧客サービス班の連絡および職務の調整

４．サポートセンターの職務は以下のとおりとする。
（１）顧客相談部長が必要と判断した顧客への対応
（２）公共団体等の公金出納取扱者および高齢者、女性等、特にきめ細やかな管理を必要とする顧客への対応
（３）顧客には自身の判断と責任において取引をすることを徹底して理解を図り、投資可能資金額を最小限に設定すること
５．顧客サービス班の職務は以下のとおりとする。
（１）「顧客カード」の記載内容の照合と内容の訂正指導を含む調整
（２）取引の理解度の確認
（３）顧客の資金力、取引経験等からみて不相応と判断される取引の抑制
（４）外務員等の顧客に対する連絡サービス状況の掌握および営業部門に対する指導
（５）取引内容に異常な徴候が認められた場合の迅速適切な措置
（６）外務員に対する関係法令諸規則等の遵守に係る指導および遵守状況の監視ならびに不適正な事実を発見した場合の迅速適切な措置

第４条（顧客カードの作成と管理）

顧客と商品先物取引契約の締結を行う担当外務員は、顧客の適合性を審査するため、約諾書の差入れを受ける前に、顧客から口座開設申込書の提出を受け、顧客サービス班は以下の事項を記載した顧客カードを作成するものとする。また、以下の事項に変更があった場合はその都度更新し、顧客情報を適切に管理するものとする。

（１）氏名、性別、年令、生年月日、家族構成、住所および連絡先
（２）職業、勤務先、役職名および勤務先住所
（３）資産および年収の状況
（４）投資可能資金額
（５）商品先物取引および証券取引等の経験の有無
（６）その他必要と認める事項

（注）投資可能資金額とは、顧客が商品先物取引の担保として預託する取引証拠金等の性質を充分に理解した上で、顧客自身が損失を被っても生活に支障のない範囲で取引証拠金等として差入れ可能な資金総額のことであり、その額は商品先物取引により損失が発生している場合は当該損失額を控除した額のことである旨を、顧客に説明するものとする。

２．顧客サービス班は、作成された顧客カードを整備管理し、各店管理課にて保管するものとする。その写しは管理総括責任者または管理副総括責任者の元に備え置くものとする。

第５条（適合性の原則による勧誘を審査する部署）

適合性の審査は前条により作成された顧客カードに基づき、以下の部署にて行うものとする。

（１）関東顧客相談部長は、東京店、新宿支店、池袋支店、横浜支店、営業担当サテライト支店、法人事業部、東京サポートセンター、広島支店および福岡支店について審査を行う。
（２）関西顧客相談部長は、本店、京都支店、神戸支店および関西サポートセンターについて審査を行う。
（３）名古屋顧客相談部長は、名古屋店、名古屋タワーズ支店および名古屋サポートセンターについて審査を行う。
（４）上記（１）～（３）の適否の判定は管理総括責任者または管理副総括責任者が行う。

第６条（適合性の原則による勧誘を審査する基準）

本条の審査によって適否の審査判定があるまでは、顧客から約諾書の差し入れ、取引証拠金の預託および売買注文を受けてはならない。

１．適合性の原則による勧誘の審査基準

各顧客相談部長ならびに管理総括責任者、管理副総括責任者は、第４条により作成された顧客カードに基づき、商品先物取引の勧誘および受託を行うために、顧客の知識、経験、財産の状況を総合的に勘案し審査判定を行ない、その記録を審査・判定結果表に記録保存するものとする。

２．常に不適当と認められる勧誘の審査基準

以下に該当する者は、商品先物取引の委託の勧誘および受託を行わないこととする。

（１）未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者および認知障害の認められる者

（２）生活保護法による保護を受けている世帯に属する者

（３）破産者で復権を得ない者

（４）商品先物取引を借入れにより行おうとする者

３．原則として不適当と認められる勧誘の審査基準

以下に該当する者は、適合性の原則に照らして原則として委託の勧誘および受託を行わないこととする。

（１）年金、恩給、退職金、保険金等（以下「年金等」という）により主として生計を維持している者（収入全体の過半を占める場合をいう）

（２）一定以上の収入を有しない者（年間500万円未満）

（３）投資可能資金額を超える証拠金等を必要とする取引をしようとする者

（４）一定の高齢者（75歳以上）

４．適合性の原則に照らして不適当と認められないための例外の要件

（１）以下の事項を満たすことを証明できるものがあること

①年金等で生計をたてている者および一定以上の収入を有さない者に対する勧誘については、顧客が投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していることを証明できること。

②投資可能資金額を超える証拠金を必要とする取引に係る勧誘については、顧客が新たに投資可能資金額が損失をしても生活に支障のない範囲で設定されていること、および新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していることを証明できること。

③一定の高齢者の勧誘については、当該顧客が過去３年以内に延べ90日を目安として商品先物取引を行った経験があること、ならびに仕組み、リスクその他の説明を受けた事項を的確かつ客観的に十分に理解していることを確認すること。

（２）顧客本人の自書により、自らが適合性の原則に照らして原則として不適当と認められる勧誘の対象者であることを理解しているとともに、前号の例外の要件を自らが満たすことについて確認している旨の書面による申告があること

（３）前１号の要件を満たしかつ前２号の申出書があり、これを管理総括責任者が適否の審査判定した者については、適合性の原則に照らして不適当と認められないための例外の要件の対象者とする。

第７条（商品先物取引の経験のない新たな顧客からの受注措置）

商品先物取引の経験のない新たな顧客に対する勧誘および受託については、次の管理措置を定める。

（１）商品先物取引の経験のない新たな顧客とは、適否の審査判定の直近３年以内に延べ90日間以上の商品先物取引の経験が無い者をいう。

（２）商品先物取引の経験のない新たな顧客の習熟期間は、最初の取引を行う日から３カ月を経過する日と定め、この期間の満了をもって習熟委託者とする。

（３）習熟期間中は投資可能資金額の３分の１を当該期間の取引制限額として定め、この額を取引本証拠金等の額とする。

２．顧客本人から前項３号の取引制限額を解除したいと希望する場合は、当該顧客から商品先物取引の経験がない者を保護するために取引量を制限する措置が設けられていること、および商品先物取引に習熟していると認められる場合に限られることを理解しており、この要件を顧客自らが満たすことについて確認している旨の書面での申告を得るとともに、当該顧客が商品先物取引に習熟していることを客観的に確認するものとし、管理総括責任者が審査判定した者については、適合性の原則に照らして、不適当と認められないための例外の要件を満たす対象者とする。

第８条（顧客の取引理解度の確認）

担当外務員は、顧客に充分な自覚を促したうえで取引への参加を求めることとし、顧客サービス班は以下の事項を顧客に確認する。

（１）受託契約準則および「商品先物取引－委託のガイド」の内容についての理解および交付
（２）商品先物取引の仕組み（特に取引証拠金、取引追証拠金等、損益の計算方法）の理解
（３）総取引金額が顧客が預託する取引証拠金の額と比較して著しく大きい旨の理解
（４）取引リスクの説明の有無
（５）相場変動による取引での損失の額が取引証拠金を上回る恐れがある旨の理解
（６）値幅制限、建玉制限についての説明の有無
（７）自己の判断および責任において取引を始めること

２．顧客の取引理解度が不十分であると判断された場合には、顧客サービス班は自ら説明をし、顧客の理解を得るよう努めなければならない。また、必要に応じて担当外務員に対する指導を行う。

３．前第１項の確認は訪問および電話等の会話によるものとし、顧客サービス班はその内容を記した応対記録を保管するものとする。

４．顧客からは第１項の取引理解度確認のためにアンケート等を徴収する。

５．顧客からは書面にて、取引意思の確認をするため申出を受けるものとする。

第９条（顧客の売買取引の確認）

顧客から売買取引の受注をする営業担当外務員は受注の都度、顧客の売買取引を明確に確認するため、その受注内容を受注記録簿に記載するものとする。

第10条（適正な受注の管理）

顧客相談部および顧客サービス班は、顧客の資金力・取引経験からみて不相応と判断される受注の抑制や、取引内容に異常な徴候が認められた場合は、売買取引の受注をする営業担当外務員に対して迅速適切な措置を講ずるよう注意を喚起しなければならない。

第11条（営業部に対する管理）

顧客相談部および顧客サービス班は、営業部に対して、受託業務の適正化を図るために必要な事項について注意を喚起しなければならない。

第12条（営業担当外務員に対する管理）

顧客相談部および顧客サービス班は、営業担当外務員に対して関係法令諸規則等の遵守に係る指導および遵守状況の監視ならびに不適正な事実を発見した場合の迅速適切な措置をとるものとする。

第13条（顧客からの苦情・紛争への対応）

顧客相談部および顧客サービス班は、顧客から取引にかかわる相談および問合せがあった場合は迅速にその処理を図り、また取引にかかわる苦情の申出があった場合は速やかに事実の調査を行い顧客と面談等のうえ、その解決を図らなければならない。

第14条（委託本証拠金の額等に係る措置）

取引本証拠金の額等は、全ての上場商品につき、取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。

２．取引本証拠金の額等に係る社内責任者を管理総括責任者として定め、その内容について社内に徹底するとともに、顧客に周知し、その記録を３年間保存する。

第15条（不正資金流入防止措置）

農業、漁業等の協同組合、信用協同組合、信用金庫および公共団体等の公金出納取扱者から新たに商品市場における取引の受注を行う場合は、本人から取引を行いたい旨の理由を明記した本人自書の申出書があり、第２条に定める管理総括責任者または管理副総括責任者が認めた場合に限る。

第16条（広告・宣伝に係る管理措置）

受託等業務に関する広告および宣伝については、当社の「広告等に関する取扱規程」に基づくものとする。

２．受託等業務に関する広告および宣伝を行う場合、広告等に係る管理責任者および副管理責任者は日本商品先物取引協会の制定に係る「受託等業務に関する規則」に基づき、審査を行うものとする。

第17条（受託等業務における禁止行為および懲戒）

受託等業務を行う者は、この規則を遵守するとともに、「商品取引所法」、「同法施行令」、「同法施行規則」、「受託契約準則」および日本商品先物取引協会の制定に係る「受託等業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

２．前項に違反した者は、就業規則に基づきこれを懲戒に処す。

第18条 （規則の制定および改正）

受託業務管理規則の制定および改正は取締役会の決議を経て行う。

第19条 （日本商品先物取引協会への届出）

この規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。これを改正したときも同様とする。

付　　則

１．この規則は、平成 元 年 11 月 27 日より実施する。
２．本規則の実施にともない、「新規委託者保護管理規則」は廃止する。
３．この改正規則は、平成 ３ 年 12 月 １ 日より実施する。
４．この改正規則は、平成 ７ 年 12 月 １ 日より実施する。
５．この改正規則は、平成 ８ 年 ８ 月 20 日より実施する。
６．この改正規則は、平成 ９ 年 ６ 月 27 日より実施する。
７．この改正規則は、平成 10 年 ７ 月 １ 日より実施する。
８．この改正規則は、平成 10 年 ９ 月 １ 日より実施する。
９．この改正規則は、平成 11 年 ２ 月 １ 日より実施する。
10．この改正規則は、平成 11 年 ６ 月 １ 日より実施する。
11．この改正規則は、平成 11 年 ７ 月 １ 日より実施する。
12．この改正規則は、平成 12 年 ４ 月 １ 日より実施する。
13．この改正規則は、平成 12 年 10 月 １ 日より実施する。
14．この改正規則は、平成 14 年 ４ 月 １ 日より実施する。
15．この改正規則は、平成 14 年 ６ 月 17 日より実施する。
16．この改正規則は、平成 14 年 11 月 15 日より実施する。
17．この改正規則は、平成 15 年 ４ 月 １ 日より実施する。

（ただし、第15条、第16条の適用の時期は、平成15年４月１日よりとする。）

18. この改正規則は、平成 15 年 ６ 月 ６ 日より実施する。
19. この改正規則は、平成 15 年 10 月 １ 日より実施する。
20. この改正規則は、平成 16 年 ６ 月 １ 日より実施する。
21. この改正規則は、平成 17 年 ５ 月 １ 日より実施する。

（ただし、第５条、第６条、第７条の適用の時期は、平成17年５月１日よりとする。）

22. この改正規則は、平成 17 年 ６ 月 27 日より実施する。
23. この改正規則は、平成 17 年 12 月 26 日より実施する。
24. この改正規則は、平成 17 年 12 月 30 日より実施する。
25. この改正規則は、平成 18 年 ２ 月 １ 日より実施する。
26. この改正規則は、平成 18 年 ３ 月 １ 日より実施する。
27. この改正規則は、平成 18 年 ４ 月 １ 日より実施する。
28. この改正規則は、平成 18 年 11 月 13 日より実施する。

（ただし、第16条の適用の時期は、平成18年11月14日よりとする。）

⑥ 外務員の登録状況

| 期首登録外務員数 | 新 規 登 録 数 | 登 録 抹 消 数 | 期末登録外務員数 |
|---|---|---|---|
| ２９０名 | ８３名 | ８５名 | ２８８名 |

⑦ 委託者数

| 期 首 委 託 者 数 | 新 規 委 託 者 数 | 期 末 委 託 者 数 |
|---|---|---|
| ２，１８３名 | ８１９名 | ２，０８２名 |

⑧ 苦情・紛争に関する事項

当社では、営業管理部が全店を統括し、特に本店、東京店、名古屋店については顧客相談部が相談窓口となって、委託者からの相談、苦情等の処理に対処しております。

本店、東京店、名古屋店の顧客相談部長は管轄の支店顧客サービス班を指導し、営業部門に対するチェック・指導を行うことにより苦情等の未然防止に努めております。また、申し出があった場合には直ちに詳細な社内調査を実施して適切な処理を行っております。

なお、平成18年度中の苦情・紛争に関する受付件数及び処理結果はつぎのとおりであります。

| 苦情申出事由 | 件数 | 処理結果 | | | 処理中 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 解決 | 取り下げ | 打切り | |
| 勧誘時に係るもの | １件 | １件 | ０件 | ０件 | ０件 |
| 取引に係るもの | １３件 | ７件 | ０件 | ０件 | ６件 |
| 取引終了時に係るもの | １件 | １件 | ０件 | ０件 | ０件 |
| その他に係るもの | １件 | １件 | ０件 | ０件 | ０件 |
| 合　　計 | １６件 | １０件 | ０件 | ０件 | ６件 |

| 紛争申出事由 | 件数 | 処理結果 | | | 処理中 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 解決 | 取り下げ | 不調 | |
| 勧誘時に係るもの | ０件 | ０件 | ０件 | ０件 | ０件 |
| 取引に係るもの | ２件 | １件 | ０件 | １件 | ０件 |
| 取引終了時に係るもの | ０件 | ０件 | ０件 | ０件 | ０件 |
| その他に係るもの | ０件 | ０件 | ０件 | ０件 | ０件 |
| 合　　計 | ２件 | １件 | ０件 | １件 | ０件 |

⑨ 訴訟に関する事項

当年度中における訴訟は33件（前年度より係争中のもの25件を含む）あり、４件は判決が確定（内１件当社全面勝訴）し、11件は裁判上の和解が成立し、18件が現在係争中であります。

| 訴訟件数 | 判決 | 和解 | 係争中 |
|---|---|---|---|
| ３３件 | ４件 | １１件 | １８件 |

## ３．経理の状況

### ① 貸借対照表

岡藤商事株式会社（平成19年３月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| **（資産の部）** | | **（負債の部）** | |
| **流動資産** | **36,374,620** | **流動負債** | **32,886,863** |
| 現金・預金 | 3,281,149 | 買掛金 | 13,130 |
| 預託金 | 845,000 | 短期借入金 | 316,000 |
| 売掛金 | 2,654 | 一年以内償還予定の社債 | 100,000 |
| 委託者未収金 | 229,609 | 未払法人税等 | 32,918 |
| 商品 | 273,235 | 未払消費税等 | 8,280 |
| 前払費用 | 14,850 | 預り証拠金 | 30,530,584 |
| 保管有価証券 | 6,211,825 | 未払金 | 124,334 |
| 差入保証金 | 21,486,213 | 賞与引当金 | 189,300 |
| 委託者先物取引差金 | 1,449,872 | 預り金 | 1,309,139 |
| 未収入金 | 2,074,717 | その他の流動負債 | 263,175 |
| 繰延税金資産 | 346,503 | **固定負債** | **1,689,286** |
| その他の流動資産 | 196,688 | 社債 | 900,000 |
| 貸倒引当金 | △37,700 | 退職給付引当金 | 400,380 |
| **固定資産** | **9,433,573** | 役員退職慰労引当金 | 388,906 |
| **有形固定資産** | **4,864,432** | **特別法上の準備金** | **638,065** |
| 建物 | 2,433,980 | 商品取引責任準備金 | 638,065 |
| 器具及び備品 | 215,451 | （商品取引所法第221条） | |
| 土地 | 2,215,000 | **負債合計** | **35,214,215** |
| **無形固定資産** | **18,411** | **（純資産の部）** | |
| 営業権 | 18,411 | **株主資本** | **13,891,588** |
| **投資その他の資産** | **4,550,729** | **資本金** | **3,084,864** |
| 投資有価証券 | 2,273,347 | **資本剰余金** | **1,176,669** |
| 関係会社株式 | 242,888 | 資本準備金 | 1,176,669 |
| 出資金 | 209,377 | **利益剰余金** | **9,630,054** |
| 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権 | 1,344,963 | 利益準備金 | 871,216 |
| 長期差入保証金 | 717,393 | その他利益剰余金 | 8,758,838 |
| 長期前払費用 | 10,549 | 別途積立金 | 9,499,719 |
| 会員権 | 23,280 | 繰越利益剰余金 | △740,881 |
| 繰延税金資産 | 691,761 | **評価・換算差額等** | **△3,297,610** |
| その他の投資その他の資産 | 238,868 | **その他有価証券評価差額金** | **△42,384** |
| 貸倒引当金 | △1,201,700 | **土地再評価差額金** | **△3,255,226** |
| | | **純資産合計** | **10,593,978** |
| **資産合計** | **45,808,193** | **負債・純資産合計** | **45,808,193** |

② 損益計算書

岡藤商事株式会社（自平成18年４月１日　至平成19年３月31日）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **営業収益** | | **6,874,459** |
| 商品先物取引事業収益 | | 6,875,920 |
| 受取手数料 | 6,419,274 | |
| 売買損益 | 322,949 | |
| その他 | 133,695 | |
| その他の営業収益 | | △1,460 |
| **営業費用** | | **7,257,858** |
| 販売費及び一般管理費 | 7,257,858 | |
| **営業損失** | | **383,398** |
| **営業外収益** | | **183,610** |
| 受取利息 | 12,828 | |
| 受取配当金 | 27,910 | |
| 有価証券売却益 | 3,972 | |
| 不動産収入 | 77,824 | |
| その他の営業外収益 | 61,074 | |
| **営業外費用** | | **65,812** |
| 支払利息 | 24,160 | |
| 社債発行費 | 18,589 | |
| 為替差金 | 8,265 | |
| その他の営業外費用 | 14,796 | |
| **経常損失** | | **265,600** |
| **特別利益** | | **68,530** |
| 関係会社株式売却益 | 25,518 | |
| 貸倒引当金戻入益 | 1,800 | |
| 前期損益修正益 | 41,211 | |
| **特別損失** | | **1,073,160** |
| 固定資産除却損 | 40,066 | |
| 店舗廃止関連費用 | 19,149 | |
| 投資有価証券売却損 | 18 | |
| 投資有価証券評価損 | 1,731 | |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | 368,199 | |
| 商品取引責任準備金繰入 | 76,394 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 567,600 | |
| **税引前当期純損失** | | **1,270,229** |
| **法人税、住民税及び事業税** | 10,906 | |
| **法人税等の更正等による納付税額** | 18,930 | |
| **法人税等調整額** | △354,871 | **△325,034** |
| **当期純損失** | | **945,195** |

③ 株主資本等変動計算書

岡藤商事株式会社（自平成18年４月１日　至平成19年３月31日）　（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | | | | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | |
| | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| 平成18年３月31日残高 | 3,084,864 | 1,176,669 | 871,216 | 9,499,719 | 503,965 | 10,874,901 | 15,136,435 |
| 当期の変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当　（注） | | | | | △298,951 | △298,951 | △298,951 |
| 役員賞与　（注） | | | | | △700 | △700 | △700 |
| 当期純損失 | | | | | △945,195 | △945,195 | △945,195 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | - | - |
| 当期の変動額合計 | - | - | - | - | △1,244,847 | △1,244,847 | △1,244,847 |
| 平成19年３月31日残高 | 3,084,864 | 1,176,669 | 871,216 | 9,499,719 | △740,881 | 9,630,054 | 13,891,588 |

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 土地再評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 平成18年３月31日残高 | 458,321 | △3,255,226 | △2,796,904 | 12,339,531 |
| 当期の変動額 | | | | |
| 剰余金の配当　（注） | | | - | △298,951 |
| 役員賞与　（注） | | | - | △700 |
| 当期純損失 | | | - | △945,195 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △500,705 | | △500,705 | △500,705 |
| 当期の変動額合計 | △500,705 | - | △500,705 | △1,745,552 |
| 平成19年３月31日残高 | △42,384 | △3,255,226 | △3,297,610 | 10,593,978 |

（注）平成18年６月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④ 個別注記表

当社の計算書類は、「会社法計算規則」（平成18年法務省令第13号）に基づくとともに、「商品先物取引業統一経理基準」（平成５年３月３日付、旧（社）日本商品取引員協会理事会決議）に準拠して作成しております。

なお、計算書類の記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により評価しております。）

時価のないもの … 移動平均法による原価法により評価しております。

２．たな卸資産の評価基準および評価方法

商品 … 先入先出法による原価法により評価しております。

３．繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用処理しております。

４．デリバティブの評価基準および評価方法

時価法により評価しております。

５．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 … 建物（建物附属設備を除く）は定額法、建物以外は定率法を採用しております。

無形固定資産 … 定額法を採用しております。

長期前払費用 … 定額法を採用しております。

６．引当金および特別法上の準備金の計上基準

貸倒引当金 … 委託者の債権や貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 … 従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金 … 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、会計基準変更時差異（680,280千円）については、15年による均等額を費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法によりそれぞれ発生の会計年度から費用処理しております。

役員退職慰労引当金 … 役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

商品取引責任準備金 … 商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第221条の規定に基づき同法施行規則に定める額を計上しております。

７．リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

８．その他

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（重要な会計方針の変更）

１．貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第５号　平成17年12月９日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第８号　平成17年12月９日）を適用しております。

なお、従来の資本の部の合計に相当する金額に与える影響はありません。

２．役員退職慰労金の会計処理

従来、役員退職慰労金は支出時の費用として処理しておりましたが、当事業年度より改正後の「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第 42 号）を早期適用し、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労金として計上することといたしました。

これに伴い、営業損失および経常損失は 20,706 千円、税引前当期純損失は 388,906 千円増加しております。

（貸借対照表に関する注記）

１．担保に供している資産は

| | | |
|---|---|---|
| 建物 | 2,151,814 | 千円 |
| 土地 | 2,215,000 | 千円 |
| 投資有価証券 | 1,380,000 | 千円であります。 |

担保に対応する債務は、

| | | |
|---|---|---|
| 短期借入金 | 216,000 | 千円 |
| 社債 | 1,000,000 | 千円であります。 |

２．関係会社対する金銭債権・債務は、

| | | |
|---|---|---|
| 短期金銭債権 | 854,696 | 千円であります。 |

３．保証債務は、3,106,316 千円であります。

４．有形固定資産の減価償却累計額は、1,529,571 千円であります。

５．貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機周辺機器および車両等については、リース契約により使用しております。

６．親会社株式は、固定資産の部における関係会社株式として計上しております。

計上額は、242,888 千円であります。

（損益計算書に関する注記）

関係会社への営業費用は、　　455,000 千円、

関係会社からの営業取引以外の取引高は、21,866 千円であります。

（株主資本等変動計算書に関する注記）

１．発行済株式数の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 9,965,047 株 | ― | ― | 9,965,047 株 |

２．剰余金の配当に関する事項

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額（千円） | １株当たりの配当金（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成18年６月29日定時株主総会 | 普通株式 | 298,951 | 30.0 | 平成18年３月31日 | 平成18年６月29日 |

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引は、つぎのとおりであります。

１．リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

| | 取得価額相当額 | 減価償却累計額相当額 | 期末残高相当額 |
|---|---|---|---|
| 車　　両 | 36,239千円 | 18,160千円 | 18,079千円 |
| 器具及び備品 | 592,755千円 | 387,036千円 | 205,719千円 |
| ソフトウエア | 69,756千円 | 35,488千円 | 34,268千円 |
| 合　　計 | 698,751千円 | 440,684千円 | 258,066千円 |

２．未経過リース料期末残高相当額

| | |
|---|---|
| １　年　内 | 120,839 千円 |
| １　年　超 | 145,375 千円 |
| 合　　計 | 266,215 千円 |

３．支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

| | |
|---|---|
| 支払リース料 | 180,657 千円 |
| 減価償却費相当額 | 166,975 千円 |
| 支払利息相当額 | 9,132 千円 |

４．減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

５．利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

（税効果会計に関する注記）

１．繰延税金資産の発生の主な原因別内訳

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| 賞与引当金 | 77,612 千円 |
| 貸倒引当金繰入限度超過額 | 346,429 千円 |
| 退職給付引当金 | 164,155 千円 |
| 役員退職慰労引当金 | 159,451 千円 |
| 商品取引責任準備金損金不算入額 | 261,606 千円 |
| 未払事業所税否認 | 3,262 千円 |
| 未払金否認 | 10,827 千円 |
| 繰越欠損金 | 81,059 千円 |
| その他有価証券評価差額 | 29,453 千円 |
| その他 | 3,653 千円 |
| 繰延税金資産小計 | 1,137,514 千円 |
| 評価性引当額 | △89,218 千円 |
| 繰延税金資産合計 | 1,048,295 千円 |
| | |
| 繰延税金負債 | |
| 未収還付法人事業税 | 9,678 千円 |
| 未収還付消費税等 | 352 千円 |
| 繰延税金負債合計 | 10,030 千円 |
| | |
| 繰延税金資産の純額 | 1,038,265 千円 |

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な原因別の内訳

当期純損失を計上しているため記載しておりません。

（退職給付に関する注記）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度および退職一時金制度を設けております。このほか、複数事業主制度に係る企業年金制度として、全国商品取引業厚生年金基金（総合設立型）に加入しております。

２．退職給付債務に関する事項（平成 19 年３月 31 日現在）

| | |
|---|---|
| イ．退職給付債務 | △1,253,924 千円 |
| ロ．年金資産 | 482,326 千円 |
| ハ．未積立退職給付債務（イ＋ロ） | △771,598 千円 |
| ニ．会計基準変更時差異の未処理額 | 362,816 千円 |
| ホ．未認識数理計算上の差異 | 8,402 千円 |
| ヘ．未認識過去勤務債務（債務の減額） | －千円 |
| ト．貸借対照表計上額純額（ハ＋ニ＋ホ＋ヘ） | △400,380 千円 |
| チ．前払年金費用 | －千円 |
| リ．退職給付引当金（ト－チ） | △400,380 千円 |

（注）上記のほか、複数事業主制度に係る企業年金の掛金拠出割合で算出した当社の年金資産額は、全国商品取引業厚生年金基金 3,102,202 千円であります。

３．退職給付費用に関する事項（自平成 18 年４月１日 至平成 19 年３月 31 日）

| | |
|---|---|
| イ．勤務費用 | 71,839 千円 |
| ロ．利息費用 | 31,292 千円 |
| ハ．期待運用収益 | △15,098 千円 |
| ニ．会計基準変更時差異の費用処理額 | 45,352 千円 |
| ホ．数理計算上の差異の費用処理額 | 20,133 千円 |
| ヘ．過去勤務債務の費用処理額 | －千円 |
| ト．退職給付費用（イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ＋ヘ） | 153,518 千円 |

（注）複数事業主制度に係る企業年金の掛金額は含めておりません。

４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

| | |
|---|---|
| イ．退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |
| ロ．割引率 | 2.5% |
| ハ．期待運用収益率 | 3.0% |
| ニ．数理計算上の差異の処理年数 | ５年（発生時の従業員の平均残存期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれ発生の会計年度から費用処理しております。） |
| ホ．会計基準変更時差異の処理年数 | 15 年 |

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額は、 1,063 円 11 銭

２．１株当たり当期純損失金額は、 94 円 85 銭であります。

○追加開示情報

（重要な会計方針に係る事項に関する注記の追加）

営業収益の計上基準

① 受取手数料

イ．商品先物取引

委託者の売付け又は買付けに係る取引が成立したときに計上しております。

ロ．商品ファンド

取引成立日に計上しております。

② 売買損益（商品先物取引損益）

反対売買により取引を決済したときに計上しております。

また、未決済建玉については時価による評価損益を計上しております。

（貸借対照表に関する注記の追加）

１．預託資産

取引証拠金等の代用として次の資産を株式会社日本商品清算機構へ預託しております。

| | |
|---|---|
| 保管有価証券 | 6,176,262　千円 |
| 投資有価証券 | 516,070 |
| 合　　計 | 6,692,333 |

（注）上記には、自己の未決済玉に係る取引証拠金の代用有価証券28,463千円を含んでおります。

なお、商品取引所法第179条の第７項の規程に基づき、取引証拠金の株式会社日本商品清算機構への預託にかえて銀行等と契約している「契約預託金額」は1,000,000千円であります。

２．分離保管資産

商品取引所法第210条の規定に基づいて分離保管されている資産は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 保護基金預託金 | 600,000　千円 |
| 保護基金担保金 | 245,000 |
| 合　　計 | 845,000 |

商品取引所法施行規則第98条第１項第３号に基づき、当社が銀行等と締結した保証委託契約における支払保証限度額は次のとおりであります。

（株）三井住友銀行　　500,000　千円

また、同法施行規則第98条第１項第４号に基づく、委託者保護会員制法人日本委託者保護基金と締結している代位弁済委託契約における代位弁済限度額は980,000千円であります。

なお、同法施行規則第98条第１項第２号に基づく保全対象財産は、1,613,075千円であります。

３．商品取引責任準備金の積立は、商品取引所法第221条の規程に基づくものであります。

なお、日本商品先物取引協会の定款に基づき、この積立額に相当する額の現金を商品取引責任準備金として専用口座にて管理しております。

４．委託者未収金のうち、無担保未収金は2,394千円であります。なお、発生から１年以上を経過しているものは、投資その他の資産の部に計上しており、その額は1,090,599千円であります。

５．委託者先物取引差金は、委託者の未決済玉に関する約定代金と決算期末の時価との差損益金の純額であって、株式会社日本商品清算機構との間で受払精算された金額であります。この金額は、すべての委託者の各商品取引所の商品ごとに差損益金を算定したうえで、各商品取引所ごとに合計して算出したものであります。

（損益計算書に関する注記の追加）

１．受取手数料の内訳

| | |
|---|---|
| 商品先物取引 | 6,311,923　千円 |
| 商品ファンド | 107,351 |
| 合計 | 6,419,274 |

２．売買損益の内訳

| | |
|---|---|
| 商品先物決済損益 | 323,439　千円 |
| 商品先物評価損益 | △53,788 |
| 商品売買損益 | 53,299 |
| 合計 | 322,949 |

⑤ 監査に関する事項

この開示資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

⑥ 財務比率

| 諸　　項　　目 | 比　率 |
|---|---|
| (a) 純資産額規制比率　[純資産額/リスク額×100] | 970.1% |
| (b) 純資産額資本金比率　[純資産額/資本金額×100] | 361.4% |
| (c) 自己資本資本金比率　[自己資本/資本金額×100] | 343.4% |
| (d) 自己資本比率　[自己資本/総資産額×100] | 23.1% |
| (e) 修正自己資本比率　[自己資本/総資産額×100] | 58.9% |
| (f) 負債比率　[負債合計額/純資産額×100] | 310.1% |
| (g) 流動比率　[流動資産額/流動負債額×100] | 110.6% |